平成２２年（フ）第１２１号
鹿児島県霧島市国分野口町23番16号　ミカハイツ201
債務者　松尾　弘子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
鹿児島県姶良市加治木町木田1622番地６
債務者　上村ノブ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
沖縄県浦添市西原１丁目41番７―301号　丸正アパート
債務者　呉屋　實正
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１１号
富山市寺町818番地１　エンゼルハイツ210号
債務者　新川　秀一
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９３号
兵庫県伊丹市瑞穂町３丁目18番地　グランドゥール瑞穂201号
債務者　宮川　俊幸
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３０４号
兵庫県川西市松が丘町２番３―513号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６　537
債務者　藤江　郁雄
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３１６号
兵庫県伊丹市瑞原１丁目36番地　瑞原コーポ202号、前住所兵庫県伊丹市瑞原１丁目36番地　瑞原コーポ102号
債務者　石橋　鶴巳
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３１８号
兵庫県伊丹市中央５丁目１番18―403号
債務者　堀尾　修朗
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３３２号
兵庫県川辺郡猪名川町木津字有井裏33番地
債務者　すいえんこと　月岡　　胖
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８６号
兵庫県豊岡市京町３番13号
債務者　齊藤　信次
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼147番地
債務者　安部　行雄
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
福島県白河市古高山３番地83
債務者　渡部　則夫
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字古米坂６番地26
債務者　近藤　裕勝
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
福島県白河市みさか１丁目６番地５
債務者　佐藤　将太
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
福島県白河市立石209番地２
債務者　鈴木　祐輝
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８４４号
神戸市長田区房王寺町７丁目６番２号　スカイハイツＢ―202号
債務者　岡本　　薫
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７６号
神戸市灘区灘南通４丁目１番31号、従前の住所神戸市灘区篠原南町５丁目２番13―402号
債務者　川原女久美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部